

平成 24 年 2 月 28 日

国際ボランティア貯金の寄附金配分等の認可に係る

情報通信行政・郵政行政審議会からの答申

総務省は、本日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（理事長：浦野道郎）から申請のあった国際ボランティア貯金の寄附金配分等の認可について、情報通信行政・郵政行政審議会（会長：高橋 温 住友信託銀行株式会社相談役）へ諮問し、同審議会から諮問のとおり認可することを適当とする旨の答申を受けました。

この答申を受け、総務省は、本件に係る認可を本日举行します。

認可申請の概要

平成 23 年度の国際ボランティア貯金の寄附金配分等について、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。）附則第 23 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 2 条による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から総務大臣あて認可申請があったもの。（別添参照）

【連絡先】

担当：情報流通行政局 郵政行政部 貯金保険課
田中課長補佐

電話：03-5253-5989、FAX:03-5253-5991

国際ボランティア貯金の寄附金配分等の認可申請の概要 及び審査結果

1 申請の概要

平成 23 年度の国際ボランティア貯金寄附金に係る配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額（以下「配分額」という。）並びに配分団体が守らなければならない事項（以下「寄附金配分等」という。）について、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 23 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号。以下「旧寄附委託法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から総務大臣あて認可申請があったもの。

2 寄附金配分等の概要

（１）配分団体及び配分額（別紙１）

認可申請された平成 23 年度の国際ボランティア貯金寄附金に係る配分団体及び配分額の概要は、以下のとおり。

項 目	概 要
① 配分団体数及び配分事業数	22 団体 22 事業 (参考) 申請団体数及び申請事業数 25 団体 25 事業
② 配分額	1 億 1,291 万円 (参考) 配分原資 2 億 1,500 万円
③ 配分内訳等	ア 配分地域 アジア 9 か国、アフリカ 4 か国・地域など計 15 か国・地域 イ 1 団体当たりの配分額 平均配分額 513 万円 最高配分額 922 万円 最低配分額 150 万円

（金額は、1 万円未満切り捨て）

（２）配分団体が守らなければならない事項（別紙２）

配分団体が守らなければならない事項として、配分金の使途の適正の確保に資することを目的とする事項が定められている。

3 審査結果

認可申請された平成 23 年度国際ボランティア貯金の寄附金配分等については、その内容が整備法附則第 21 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当と認められる。

寄附金を配分すべき団体及び当該団体ごとの配分すべき額

団 体 名(所在地)	配分額 千円	配分対象援助事業
特定非営利活動法人 アプカス (北海道)	9,223	住民の生計向上のための家畜飼育指導 (スリランカ・キャンディ県デルタ郡バウラーナ村)
特定非営利活動法人 アロアシャ・プロジェクト (山形県)	5,082	貧困家庭の子どものための職業教育課程の創設、指導者の 育成及び施設整備 (バングラデシュ・ラッシャヒ県ラッシャヒ市)
福島県障害児・者の動作学習研究会 (福島県)	2,431	心身障がい児・者のための心理リハビリ指導者の育成及び保 護者連絡会の設立 (マレーシア・ペラ州、ネグリスンビンラン州、サラワク州、サバ 州、セランゴール州、パハン州)
アジア・アフリカと共に歩む会 (埼玉県)	8,834	基礎教育支援のための学校図書室の配備と巡回指導 (南アフリカ・クワズールーナタール州ウグ郡ブンガシェ地域、 ドウドウドウ地域、ヒバディーン地域)
特定非営利活動法人 NPOアジアマインド (埼玉県)	7,203	ろう学校生徒のための補聴器配備及び教員の研修会開催 (ミャンマー・ヤンゴン特別区、マンダレー県)
特定非営利活動法人 ASACカンボジアに学校を贈る会 (千葉県)	1,762	住民のための識字教育の実施及び識字教師の育成 (カンボジア・コンポンチャム州バティエイ郡)
特定非営利活動法人 アジア・レインボー (東京都)	3,633	貧困労働者のための職業訓練校(縫製・美容・バイク修理・電 化製品修理)の運営 (カンボジア・プノンペン市)
特定非営利活動法人 幼い難民を考える会 (東京都)	4,031	就学前教育の充実のための僻地への教材配布及び研修会 開催 (カンボジア・バンディアイミアンチェイ州セレイサポアン市)
特定非営利活動法人 ジャパンハート (東京都)	9,228	住民のための診療・手術及び医療従事者への技術指導 (ミャンマー・ザガイン管区)
社会福祉法人 日本国際社会事業団 (東京都)	2,879	貧困家庭の子どものための給食付き識字教室の運営及びス タッフの研修 (カンボジア・プノンペン市)
特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター (東京都)	4,587	難民等に対する子どもの栄養失調予防支援(リーダー養成、 家庭訪問、調理実習等) (パレスチナ・ガザ市)
特定非営利活動法人 パルシツク (東京都)	7,865	紅茶有機栽培農家のための共同出荷組合拡大及び運営指 導 (スリランカ・南部州マータレ県デニヤヤ郡)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業
特定非営利活動法人 パレスチナ子どものキャンペーン (東京都)	5,624	難民キャンプにおける歯科診療所運営支援、歯科医等研修 及び予防教育の実施 (レバノン・トリポリ市難民キャンプ、ベイルート市)
特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ (東京都)	4,889	タイに居住するミャンマー人難民等のための法教育の実施 (タイ・タク県)
特定非営利活動法人 NGOアフリカ友の会 (東京都)	7,187	栄養失調児のための給食支援、生活改善のための職業訓練 及び学校運営 (中央アフリカ・バンギ市)
梅本記念歯科奉仕団 (神奈川県)	2,548	ハンセン病患者のための歯科診療、口腔衛生教育、舗装具 作成支援及び医療技術指導 (ラオス・ビエンチャン県ヒンフープ郡、チャンパサック県パトゥ ポーン郡)
特定非営利活動法人 日本医学歯学情報機構 (愛知県)	7,934	口唇口蓋裂患者の無料手術の実施及び医療従事者に対する 技術指導 (エチオピア・グラゲ県)
特定非営利活動法人 日本口唇口蓋裂協会 (愛知県)	4,476	口唇口蓋裂患者の無料手術の実施及び医療従事者に対する 技術指導 (ベトナム・ホーチミン市、ベンチェ省)
特定非営利活動法人 国際交流の会とよなか (大阪府)	2,519	住民の生計向上のための縫製・機織り技術指導 (ネパール・ジャナクプール県シンズリ郡)
ラルパテの会 (大阪府)	1,502	妊婦及び母子のための健康管理指導 (ネパール・カトマンズ)
特定非営利活動法人 アフリカ児童教育基金の会 (奈良県)	7,425	住民のための診療所医療設備の充実、HIV感染者に対するカ ウンセリング・栄養指導の実施及び孤児院の備品整備 (ケニア・東州エンブ県ルネンジェス市)
特定非営利活動法人 地球市民の会 (佐賀県)	2,053	農民の生計向上のための村落開発リーダー育成事業(有機農 法及び職業訓練) (ミャンマー・南シャン州タウンジー県)

計 22事業 112,915 千円

「配分団体が守らなければならない事項」の概要

【定められている事項の主な内容】

1 配分金の使途の制限

- ・ 配分金は、機構が配分を決定した援助事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと。

2 実施計画の変更等

- ・ 実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならないこと。
- ・ やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、機構の承認を受けなければならないこと。

3 配分金の経理等

- ・ 配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかなければならないこと。
- ・ 援助事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに余剰金を返還しなければならないこと。

4 配分金に係るものであることの表示等

- ・ 配分金に係る設備等には、寄附金によるものであることを表示しなければならないこと。

5 完了報告

- ・ 配分金に係る援助事業が完了したときは、速やかに機構に報告しなければならないこと。

6 その他

- ・ 不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構に当該配分金を返還しなければならないこと。